

広 個 審 第 2 号

平成21年3月31日

広島市長 秋葉 忠利 様

広島市個人情報保護審議会

会長 西 村 裕 三

指定管理者から第三者への個人情報の提供に係る意見について（答申）

平成21年3月24日付け広活新第148号により、意見を求められていた標記事項について審議結果を具申いたします。新広島市民球場の指定管理者から JR 西日本に画像データを提供することについては、予測される多数の JR 利用者を安全かつ効率的に誘導するためという目的に公益性が認められ、また、新設の施設であり予測不可能な事態に対応する必要性が認められますので、広島市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第8条第1項第7号にいう「特別な理由」があるものと判断します。

ただし、個人情報の外部提供は、例外的な取扱いであり、慎重な運用を図る必要があることから、以下の事項について、遵守してください。

- 1 条例第8条第2項及び第4項の規定に準じて行われる JR 西日本との協定の締結にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報保護のための適切な措置を講じてください。
- 2 前記の目的との関連で JR 西日本に提供する個人情報を必要最小限とするよう、提供する画像データに係る監視カメラの台数、撮影方向、画像データの提供時間、画像データの画質等について、再度、慎重に検討してください。
- 3 一定期間の運用後に、上記2についての見直しはもちろん、提供の必要性自体についても、あらためて検証してください。